

照明・音響・映像・施設管理を業務とする会員企業中心の業界団体における取り組み

1. 舞台技術サービス業界におけるハラスメント等の個人の尊厳に直接関わる課題解決として取り組んでいる事
2. 舞台技術サービス業界における芸術家としての資格や地位に係る内部統制に関する課題解決として取り組んでいる事
3. 芸術家等の活動の場に係る不合理な制約等の創造活動の自由に関する課題
4. 業務時間や休業日、安全衛生などの就業環境に関する課題
5. 報酬や権利関係を含む契約等の活動基盤に関する課題

上記課題解決の為に取り組んでいること。

● ハラスメント&アンガーマネジメント講習会

内容：ハラスメントセミナー講習においては法令内容、罰則、義務化事案及び過去判例解説を中心にした座学講習。

アンガーマネジメント講習では怒りのメカニズム&衝動コントロール習得のためのアクティブラーニング講習

時間：ハラスメント講習2時間、休憩15分、アンガーマネジメント講習1時間

受講対象：全照協会員企業及び全国各地の舞台技術サービス業界団体の役員・従業員及び

業務委託先企業とフリーランスと、舞台技術サービス教育を行う大学・専門学校の
教員・学生が対象

講師：寺田航 全照協専務理事、スタッフ連合会専務理事、(株)ステージラボ代表取締役

桐朋学園芸術短期大学非常勤講師（アートプロデュース論）

日本アンガーマネジメント協会 アンガーマネジメントファシリテーター

日本ハラスメント協会 ハラスメント対策認定アドバイザー

過去開催回数：ハラスメント講習単独10回、アンガーマネジメント講習単独4回

ハラスメント&アンガーマネジメントセット講習2回

受講者総数：約1000人以上

● 必須特別教育

※舞台技術サービス業として働く為に、労働法令で受講が義務付けられている教育。違反した場合50万円以下の罰金もしくは6ヶ月以下の懲役

◆ 職長教育（指揮監督者になるための特別教育）法定教育時間座学14時間

◆ フルハーネス型墜落性使用器具特別教育 法定教育時間座学4.5時間、実技1.5時間

◆ 足場の組み立て等特別教育 法定教育時間座学6時間

◆ テールゲートリフター特別教育 法定教育時間座学4時間、実技2時間

◆ 雇入時の安全衛生教育 法令の教育時間の定め無し

受講対象：全照協会員企業及び全国各地の舞台技術サービス業界団体の役員・従業員及び

業務委託先企業とフリーランスと、舞台技術サービス教育を行う大学・専門学校の
教員・学生が対象

講師：寺田航 全照協専務理事、スタッフ連合会専務理事、(株)ステージラボ代表取締役

桐朋学園芸術短期大学非常勤講師（アートプロデュース論）

中央労働災害防止協会 職長教育インストラクター

建設業労働災害防止協会 職長・安全衛生責任者教育講師

中央労働災害防止協会 足場の組み立て等特別教育インストラクター

建設業労働災害防止協会 墜落制止用器具特別教育講師

陸災防：テールゲートリフター特別教育インストラクター

過去開催回数&受講者総数：多数開催の為。計測不能、2024年6月時点で約3万名以上が受講済み

- フリーランス新法セミナー

内容：2024年11月1日に施工される「フリーランス・事業者間取引適正化等法」に、企業として対応が義務付けられた事、注視して取り組まなければならないことについて解説する座学講習

時間：90分

受講対象：全照協会企業及び全国各地の舞台技術サービス業界団体の役員・従業員及び業務委託先企業とフリーランスが対象

講師：寺田航 全照協専務理事、スタッフ連合会専務理事、(株) ステージラボ代表取締役

過去開催回数：3回

受講者総数：約300人以上

- インボイスセミナー

内容：フリーランス向けではなく、事業者向けインボイス制度の解説を行う講習会

時間：90分

受講対象：全照協会企業及び全国各地の舞台技術サービス業界団体の役員・従業員及び業務委託先企業とフリーランスが対象

講師：寺田航 全照協専務理事、スタッフ連合会専務理事、(株) ステージラボ代表取締役

過去開催回数：8回

受講者総数：約500人以上

- 幹部向け安全衛生セミナー「舞台技術を商いとす経営幹部が遵守すべき労働安全衛生法令と安全配慮義務の解釈」

内容：全照協会企業経営幹部に向けて、一般的には建設業や製造業を念頭においた労働安全衛生法について、舞台技術サービス事業における解釈と対応について、安全配慮義務を踏まえた、経営に有効な解釈を解説する座学講習

時間：120分

受講対象：全照協会企業及び全国各地の舞台技術サービス業界団体の役員・幹部従業員

講師：寺田航 全照協専務理事、スタッフ連合会専務理事、(株) ステージラボ代表取締役

過去開催回数：14回

受講者総数：約800人以上

- 作業内容で取得が必要な免許及び技能・特別・向上教育（主に全国の登録研修期間が開催）
 - ◆ 第2種電気工事士免許
 - ◆ 普通自動車運転免許
 - ◆ 低圧電気の特別教育
 - ◆ 高所作業車の特別教育もしくは技能講習
 - ◆ フォークリフトの特別教育もしくは技能講習
 - ◆ 玉掛けの特別教育もしくは技能講習
 - ◆ 足場の組み立て等作業主任者技能講習
 - ◆ 職長能力向上教育
 - ◆ 足場の組み立て等能力向上教育

- 技能別業界団体が実施する資格（業務遂行上、法令で取得が義務付けられている資格では無い）
 - ◆ 舞台技能調整技能士（音響機構調整作業）
 - ◆ 日本照明家協会技能認定2級もしくは1級